

## IV 特別支援教育巡回相談員制度について

### 1 制度の趣旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）を設置し、幼稚園、小学校、中学校（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

### 2 要請手続

(1) 要請期間 原則として、5月下旬～2月下旬

（この期間以外の派遣や緊急の派遣については、下北教育事務所教育課長へ連絡し、相談する。）

(2) 要請回数 原則として、1校につき年間1～3回

（成果や改善点を把握し、系統的・継続的な支援のため、2回は実施することが望ましい。）

(3) 要請内容（例）

- ① 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応の仕方
- ② 特別支援学級の経営（特別の教育課程、指導要録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、通信票、年間指導計画、教室環境など）
- ③ 幼児児童生徒の実態把握や支援（障害の特性の理解、諸検査の結果を活用した指導など）
- ④ 学習指導（自立活動、生活単元学習、日常生活の指導、作業学習、教材・教具の工夫及び活用など）
- ⑤ 交流及び共同学習、協力学級との連携の仕方
- ⑥ 保護者・関係機関との連携の仕方
- ⑦ 校内支援体制（特別支援教育コーディネーター及び校内委員会などの在り方）

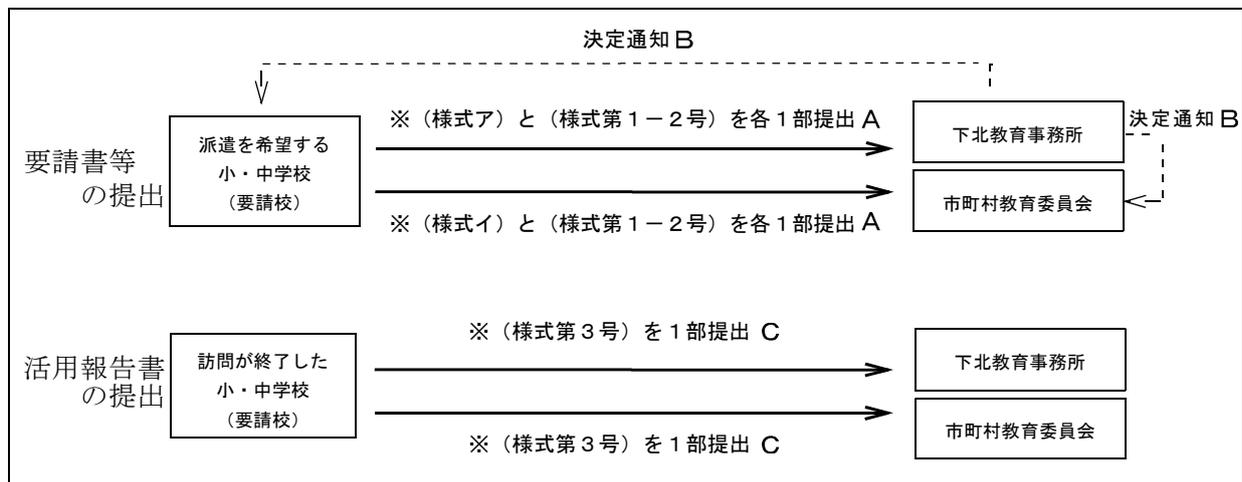
※ 次の場合は要請内容に含まれないので、留意すること

- ・幼児児童生徒に対する直接の指導、検査等の実施
- ・保護者との面談

#### (4) 要請及び報告書提出の手順

##### <小・中学校>

- ① 派遣を希望する学校は、4月1日付け事務連絡の「特別支援教育巡回相談員派遣希望調査」に派遣希望日を記入し、下北教育事務所へ提出する。(下北教育事務所から5月中旬までに、派遣を希望した学校へ「巡回相談員派遣一覧」を送付する。)
- ② 派遣日決定後、派遣を希望した学校(以下「要請校」という。)は、派遣日3週間前までに要請書(様式ア・イ)とフェイスシート(様式第1-2号)を下北教育事務所及び市町村教育委員会に提出する。(下図内Aの部分)※フェイスシートは対象児童生徒1人につき1枚の提出とする。
- ③ 下北教育事務所から関係市町村教育委員会及び要請校へ派遣の決定を通知する。(下図内Bの部分)
- ④ 要請校の学級担任等相談者は、相談日の1週間前までに、巡回相談員に対して電話で相談内容等の詳細を連絡する。
- ⑤ 要請校は、巡回相談員の訪問が終了した後、3週間以内に活用報告書(様式第3号)を下北教育事務所及び市町村教育委員会へ提出する。(下図内Cの部分)



##### <幼稚園>

幼稚園については、園長が特別支援学校の校長へ直接派遣を要請する。

#### (5) その他

- ① 通常の学級、特別支援学級、通級指導教室の担任等が、巡回相談員の所属する学校へ訪問して助言や援助を受けることも可能である。
- ② 特別支援学級新担当教員が所属する学校は、夏季休業前までのなるべく早い時期に訪問を受けられるように要請することが望ましい。
- ③ 巡回相談員の旅費は、青森県教育委員会が負担する。